|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 限度額設定型貿易保険約款平成15年４月１日　　03-制度-00017沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年9月16日　一部改正平成18年12月27日　一部改正平成19年２月16日　一部改正平成20年２月22日　一部改正平成21年12月24日　一部改正第１条　（略）　（保険関係の成立）第２条　被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の１日から１年の間（以下「保険関係成立期間中」という。）に輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）を締結した場合において、輸出契約等の締結の日の属する月の翌月末日までにその旨を独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知したときは、当該通知に係る保険金額の累計額が、この証券記載の引受保険金額上限額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額）に達するまで、その通知に係る輸出契約等につき日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日にさかのぼって、保険関係が成立するものとする。２　前項の規定による通知は、日本貿易保険に書面又は日本貿易保険が別に定める方法で行わなければならない。第３条～第８条　（略）（免責）第９条　日本貿易保険は、第２０条第３項及び第３４条第１項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。一　以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失　　イ　輸出契約等の契約金額が５００億円超であるもの。　　ロ　輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が１年超であるもの。　　ハ　代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認の日から６月超であるもの。　　ニ　リテンション決済が含まれているもの。　　ホ　輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するもの（以下「異種通貨決済輸出契約等」という。）であって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの。　　ヘ　この証券記載の輸出契約等の相手方、仕向国又は支払国のいずれかが異なるもの。　　ト　貿易保険法施行令（昭和２８年政令第141号）第１条第１項、第２項又は第６項に定める事項を備えていないもの。　　チ　日本貿易保険が別に定める要件を備えているもの。二　保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の故意又は重大な過失により生じた損失 三　貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。）四　輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において生じた損失五　保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第４条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失イ　被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）ロ　被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社(1)　被保険者の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）(2)　被保険者の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、(1)により親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、(1)により子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）(3)　議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）(4)　(1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店ハ　被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社(1)　被保険者が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人(2)　被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社(3)　被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社　に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人(4)　(1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店ニ　その他イからハに掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社六　第12条第１項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第４条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失第10条　（略）（保険契約の解除、失効）第11条　日本貿易保険は、第20条第１項、第21条第３項及び第22条第４項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。一　保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成５年法律第４７号）の贈賄に関する規定に違反したとき。二　保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。２　保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について第２条第１項に基づき成立する保険関係に関しては、この限りではない。　一　証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき　二　「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063（以下「名簿規程」という。））第１条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がＥＣ格若しくはＳＣ格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき３　この約款に特別の定めがない限り、保険契約の解除又は失効は、将来に向かってのみその効力を生じる。第12条～第21条　（略）（保険料の納付等）第22条　保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成１６年７月２日　０４－制度－０００３４。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。２　保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95％の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第４項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。３　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。４　保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。５　前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。６　日本貿易保険は、保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、納付された保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に、当該各号のいずれかに該当した日の翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の１２月に対する割合を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。一　証券記載の仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき二　名簿規程第１条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付がＥＣ格若しくはＳＣ格に格付けされたとき又は事故管理区分となったとき７　前項の規定にかかわらず、被保険者が第16条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。８　前２項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。　 　　第23条～第38条　（略）附　　則1. この改正は、平成22年1月１日から実施する。
2. この改正前に既に締結された保険契約については、平成22年１月１日以降この約款を適用する。
 | 限度額設定型貿易保険約款平成15年４月１日　　03-制度-00017沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年9月16日　一部改正平成18年12月27日　一部改正平成19年２月16日　一部改正平成20年２月22日　一部改正 　　 第１条　（略）　（保険関係の成立）　　　第２条　被保険者が、保険契約の締結の日の属する月の１日から１年の間（以下「保険関係成立期間中」という。）に輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）を締結した場合において、輸出契約等の締結の日の属する月の翌月末日までにその旨を独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に通知したときは、当該通知に係る保険金額の累計額が、この証券記載の引受保険金額上限額（保険関係成立期間中に増額が行われた場合には、増額後の金額）に達するまで、その通知に係る輸出契約等につき日本貿易保険と保険契約者との間に輸出契約等の締結の日にさかのぼって、保険関係が成立するものとする。２　前項の規定による通知は、日本貿易保険に書面でしなければならない。第３条～第８条　（略）（免責）第９条　日本貿易保険は、第２０条第３項及び第３４条第１項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。一　以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失　　イ　輸出契約等の契約金額が５００億円超であるもの。　　ロ　輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が１年超であるもの。　　ハ　代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認の日から６月超であるもの。　　ニ　リテンション決済が含まれているもの。　　ホ　輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するもの（以下「異種通貨決済輸出契約等」という。）であって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの。　　ヘ　この証券記載の輸出契約等の相手方、仕向国又は支払国のいずれかが異なるもの。　　ト　貿易保険法施行令（昭和２８年政令第141号）第１条第１項、第２項又は第６項に定める事項を備えていないもの。チ　輸出契約等の締結の日において、輸出契約等に基づく仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める、引受停止国となっているもの。　　リ　日本貿易保険が別に定める要件を備えているもの。二　保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の故意又は重大な過失により生じた損失 三　貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常てん補される損失を含む。）四　輸出契約等に関して保険契約者又は被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反があった場合において生じた損失五　保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第４条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失イ　被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）ロ　被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社(1)　被保険者の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）(2)　被保険者の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、(1)により親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、(1)により子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）(3)　議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）(4)　(1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店ハ　被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社(1)　被保険者が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人(2)　被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社(3)　被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社　に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人(4)　(1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店ニ　その他イからハに掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社六　第12条第１項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第４条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失第10条　（略）（保険契約の解除）第11条　日本貿易保険は、第20条第１項、第21条第３項及び第22条第４項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。一　保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法（平成５年法律第４７号）の贈賄に関する規定に違反したとき。二　保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。２　この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。第12条～第21条　（略）（保険料の納付等）第22条　保険契約者は、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成１６年７月２日　０４－制度－０００３４。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。２　保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95％の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第４項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。３　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。４　保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。５　前項の規定による解除は、保険契約の締結の日から効力を生ずる。６　日本貿易保険は、保険契約の締結の日の属する月の１日から３月以内に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、徴収した保険料のうち当該各号の輸出契約等の相手方に係るもの（以下「引受停止対象保険料」という。）に100分の75を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。一　輸出契約等に基づく仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国となったとき二　輸出契約等の相手方の格付が第９条第１号リに該当することとなったとき７　日本貿易保険は、保険契約の締結の日の属する月の１日から３月を経過し６月以内に、前項第１号又は第２号に該当することとなったときは、引受停止対象保険料に100分の50を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。８　日本貿易保険は、保険契約の締結の日の属する月の１日から６月を経過し９月以内に、第６項第１号又は第２号に該当することとなったときは、引受停止対象保険料に100分の25を乗じて得た金額を返還する。ただし、保険料率等規程で定める場合を除く。９　前３項の規定にかかわらず、被保険者が第16条の規定に基づき、損失の発生若しくは危険の発生を通知した場合又は該当していた第６項第１号若しくは第２号の要件について、この証券記載の保険関係成立期間内に該当しなくなった場合には、日本貿易保険は、引受停止対象保険料を返還しない。10　前４項に定める場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じない場合においても、日本貿易保険は保険料を返還しない。第23条～第38条　（略）　　　 |  |